

(電子メール施行)
教体第1032号
令和2年4月3日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

県立学校における春季休業明けの取扱い

春季休業中は、感染予防対策を実施しながら、教育活動を校内に限定し、部活動(2時間上限)及び単位認定に関わる補習のみを認めていますが、当面、4月8日(水)から4月19日(日)までの間は、臨時休業の実施に関するガイドライン(改訂版)等を踏まえ、一定の行動制限・時間制限を設けたうえで授業を行います。

また、入学式・始業式は、最少人数で簡素化し、感染防止の措置を講じた上で実施願います。

記

1 第1学区、第2学区、第4学区

(1) 通勤時間と重ならない登校になるよう、1時間程度時差通学を行うなど学校の実情に応じた対応を行うこと

また、15時には完全下校させること

定時制・多部制・通信制課程については通勤時間と重ならないよう柔軟に始業・終業時間の設定を行うこと

(2) 教育活動については、校内に限る

(3) 部活動について

① 活動場所：校内のみとする

② 活動時間：1日2時間を上限とする

③ 活動を行う日：月～金に3日及び土日に1日を上限とする

④ 対外試合、合同練習、合宿は認めない

2 第3学区

(1) 通勤時間と重ならない登校になるよう、1時間程度時差通学を行うなど学校の実情に応じた対応を行うこと

また、16時には完全下校させること

定時制・多部制・通信制課程については通勤時間と重ならないよう柔軟に始業・終業時間の設定を行うこと

(2) 教育活動については、校内に限る

(3) 部活動について

① 活動場所：校内のみとする

② 活動時間：1日2時間を上限とする

③ 活動を行う日：月～金に4日及び土日に1日を上限とする

④ 対外試合、合同練習、合宿は認めない

3 第5学区

- (1) 通常どおりの授業とする
- (2) 学校行事は、学区内のみとする
- (3) 部活動について
 - ① 活動場所：校内のみとする
 - ② 活動時間：1日2時間を上限とする
 - ③ 活動を行う日：月～金に4日及び土日に1日を上限とする
 - ④ 対外試合、合同練習は、第5学区内の2校でのみ認める
活動場所は2校のいずれかの学校内とし、合宿は認めない

4 特別支援学校

特別支援学校については、スクールバス及び寄宿舎の感染予防対策などを考慮し、学校ごとに授業日を設定すること

5 教職員について

児童生徒等の登校時間を変更する場合には、教職員の勤務時間についても、学校の実情を踏まえ、勤務時間の変更等により、弾力的に取り扱うこと
また、教職員の健康管理に十分留意すること

6 その他

- (1) 上記期間における、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止に関しては、感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒等の取扱について保護者の同意のもと、学校長判断で柔軟に対応願います。
なお、登校できない期間が長期になる場合は、学習支援に十分配慮願います。
- (2) 別添の「保護者向けメッセージ」を参考に、学校における感染予防対策を保護者等にお知らせ願います。